

京都大学	博士（文学）	氏名	藤井翔太
論文題目	近・現代イングランド社会とプロ・フットボールのガバナンス ——フットボール争議の分析を中心に——		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、19世紀から1960年代のイングランドにおいて、プロ・フットボール（アソシエーション・フットボール）の選手とクラブが統括される様態、すなわち「ガバナンス」の生成と変遷を、同時代の社会的文脈と関連付けて分析する、独創的なスポーツ史研究である。とくに、19・20世紀転換期と戦後期（1945年～1964年）の二度にわたって勃発したフットボール争議に焦点を当て、フットボール・リーグ（以下、リーグ）によるプロ・フットボールのガバナンスの変化と、それに対する国民・政府・労働組合などの反応について、メディアの役割を重視しつつ検討する。プロ・フットボールのガバナンスと産業構造がいかに変化したのか、また、プロ・フットボールの社会的な位置付けがどう変化したのかを明らかにすることが本論文の目的である。</p> <p>論者はまず序章において、近・現代イングランドにおけるプロ・フットボール史の概観と基本的な先行研究の整理を行った上で、本論文全体の目的と構成を提示している。1970年代から本格的に研究されるようになったスポーツ史の分野では、ホイッグ史観的なフットボール発達史を通奏低音にして、主に労働社会史や経営史の関心と手法に基づいた豊かな成果が蓄積されてきた。しかし2000年代に入る頃からは、目的論的な「発達」モデルを前提としない修正主義的アプローチが優勢になってきており、ローカルやミクロな単位で看取されるダイナミズムから、これまでにない、また瑣末的でもない、歴史像が紡ぎ出されている。論者はこの新しい研究潮流を強く意識しつつ、以下のように課題を設定する。</p> <p>19世紀後半にいわゆる近代スポーツとしての体裁を整えたフットボールは、20世紀中葉までには選手・クラブの規模、観客動員数ともにイングランド最大のプロ・スポーツとなった。それを支えたのが1888年に結成されたリーグと、リーグのガバナンスの中核に据えられた「財政規則」であった。財政規則とは、クラブが所属選手に課した給与の上限と移籍の制限を指す。これによって資金力の格差に基づく戦力差が抑制され、クラブ間の競争が促進されることで、より魅力的なリーグ戦が提供できるものとされた。しかし、財政規則は同時にプロ選手の労働者としての権利を侵害するという、リーグのガバナンスの正当性を揺るがしかねない問題の種を宿していた。そこで本論文では、この財政規則の問題が顕在化し、クラブ（リーグ）と選手（選手組合、以下PU）の間だけでなく、外部の政府や労働組合を巻き込んで展開した二度の争議（①世紀転換期の財政規則論争、②戦後期のフットボール争議）に光を当てる。フットボール界内部の要素と、労働組合や政府といった外的要素を、介在するメディアの役割を再評価しながら注意深く腑分けし関連付けてゆき、互いに数十年から半世紀を隔てる両争議を特徴づけた「論理」の差異を描き、研究史上初めて、選手の権利獲得の歴史でもクラブの経営洗練化の歴史でもない、「ガバナンス」からみたプロ・フットボール史の歴史的意義を明らかにしようとする。</p>			

第一部「プロ・フットボールに至る途」では、二つの章を配し、リーグのガバナンスを本格的に論じる前の準備作業として、19世紀のイングランドにおいてプロ・フットボール産業が誕生するまでの歴史を再検討している。

第一章「アソシエーション・フットボールの成立と拡大の過程」では、19世紀前半にパブリックスクールやパブでフットボールのいくつかの祖型が生成するところから、フットボール・アソシエーション（FA）の結成とFA公式ルールの制定（1863年）、統一ルールの普及、そしてイングランド北部でプロ・フットボールが成立するところまでが論じられる。従来の研究では、ノルベルト・エリアスの「文明化の過程」論の影響もあり、エリートから大衆へ、ロンドンから地方へという流れが重視されてきた。しかし近年では、シェフィールドなどローカルな場で育まれた独自のフットボール文化の影響の大きさも再評価されており、また、統一ルールが普及していくなかで、いち早くプロ・フットボール産業を支える経済的・社会的基盤が整ってきたのが1880年代のイングランド北部であったことが強調されている。やがて、当初プロ選手を認めなかったFAは1885年には容認に転じ、プロ・クラブ間の試合日程を調整するために1888年にはリーグが創設される。このようにして、論者は先行研究の諸成果を吸収し、現在あり得べきもっとも妥当なプロ・フットボール前史を描いている。

続く第二章「近代イギリスにおけるフットボール審判員制度の歴史の変遷」では、第一章で検討したプロ・フットボール前史を、審判員制度という視角から語りなおしている。もともと、学校や地方ごとにフットボールのルールは異なっていた。それゆえ学校間や地方間で試合が行われる際には、両チームから選出された複数の「審判員（アンパイア）」が、問題が生じると登場しアドホックに解決を図った。しかし、多様なルールが統一される過程において、すなわちプロ化が進み、観客による「観る」スポーツへとフットボールが転化していく中で、審判員の役割と立場は大きく変化する。判定を主体的に下す「審判員（レフリー）」の権限が強化されていったのである。これはフットボールというゲームの性質を根本的に変えることになるが、旧来の当事者主義と新しい統制原理の間の綱引きは容易に決着がつかなかった。また、プロ化が進む世紀転換期に審判員をつとめた人物は、多くがFAやリーグの理事であった。フィールド上の審判員制度の改革は、第二部で論じるフィールドの外のガバナンスの改革とも関連した問題であったのである。

以上を踏まえて、二つの章と一つの補論からなる第二部「フットボール争議とリーグのガバナンス——内部からみるプロ・フットボールのガバナンス——」では、本論文の中心となる財政規則とそれをめぐって生じた争議が、フットボール業界の内部に軸足を据えて分析される。争議では選手とクラブの契約・給与条件だけでなく、リーグのガバナンスの正当性そのものが争われていたため、これを検討することは非常に重要な意味をもつ。

まず第三章「世紀転換期の財政規則論争にみるフットボール界のガバナンス」で、論者は世紀転換期に行われた財政規則論争を掘り下げていく。1908年から1910年の間に最高潮に達したこの論争では、リーグ戦の活発化のために必要ではあるが、選手の契約・給与に関する権利を著しく制限している移籍規則と最大給与規則をめぐって、選手組合（PU）とリーグとが烈しくぶつかり合った。前者は労働組合総連盟（GFTU）

に加盟し、労働法とフリー・トレードの理念を根拠にして、労働者としての選手を束縛する財政規則の廃止を求め、後者はクラブ間の公平な競争を維持することを優先し、過度の商業化からスポーツを守ることを主張した。換言すれば、フットボール界特有の財政規則の正当性の存否を焦点にして、フットボール界の外部の論理（普遍的な労働者の権利）と内部の論理（独特なリーグによるガバナンス）が衝突したのである。論者の独創性が示されるのは、当時最大部数を誇った週刊スポーツ新聞『アスレティック・ニュース』紙をはじめとするスポーツ・メディアに言説分析を加え、論争の帰結を説明したところである。論争はメディアを通じてファンのもとに届けられたのだが、これを有効に利用したのはリーグ側であり、それが財政規則論争における優勢につながり、財政規則を核とするリーグのガバナンスの基礎は論争の後も維持されることになったことを、論者は説得的に明らかにしている。

次に、第四章「戦後期のフットボール争議とプロ・フットボールのガバナンス」で論者が取り組んだのは、戦後期に行われたもう一つのフットボール争議の分析である。財政規則論争が行われた世紀転換期とは異なり、1945年から1964年は、フットボールくじやテレビ放映権料などの新たな収入源が出現したり、入場者数の減少が懸念されたりと、財政規則を正当化してきたリーグの経済構造（入場料収入に依存）が大きく揺らいでいる時期であった。そうした状況で行われた争議において、財政規則の改訂とリーグのガバナンス改革を求めた選手組合（PU）は、仲裁役として労働省を呼び込むことで、文字通りの労働争議としてリーグと交渉をおこなった。しかし、リーグ側の消極的な態度と労働省による強制力の欠如もあり、争議の前半にはPUは大きな成果を上げることはできなかった。それが後半に入り、PUがプロ選手協会（PFA）に改名し、その中心的目標を（「労働者」ではなく）「専門職」として選手イメージを喚起・向上させることに置き、メディアの支持をとりつけ、政治的な回路を有効利用するようになると、交渉は選手側に有利に推移した。

結果的に、選手側は1961年に最大給与規則の完全撤廃を達成するなどの成果を享受したが、他方で移籍規則はほぼそのままに維持され、その点でリーグのガバナンスの根幹は損なわれなかった。今回の争議の意義として論者が重視しているのは、選手のイメージを根本的に向上させ国民的スターを産み出す土壌を作り出したこと、そして、メディアやスポーツ政策など多様な回路を浮上させたことである。つまり、政府によるスポーツ政策が本格化する1960年代後半以降に、プロ・フットボールが改革されるための土台が、この争議を通じて築き上げられたというのである。

論者にとってメディアの言説分析は大きな位置を占める。そのため史料の性格を正確に理解していることが、議論に説得力を与えるための大前提になる。そこで、補論一「フットボール争議報道にみるスポーツ・メディアの変化」では、主要数紙について、世紀転換期の財政規則論争の報道姿勢を整理してそれぞれの特徴を示し、戦後期の争議の新聞報道について、前半と後半でどのように傾向が変化したか——労働争議としての扱いが徐々に後退し、国際的なスポーツ競争を引き合いに出してガバナンス改革を迫るようになる——を解説している。この補論により、内在的に争議の顛末を論じた第二部から、外部に軸足を置いて争議を再考する第三部へと、巧みな橋渡しがなされる。

第三部「フットボール争議の社会的文脈——外部からみるプロ・フットボールのガバナンス——」は二つの章と一つの補論からなる。ここで、論者はフットボール界を取り巻く周辺の産業や権力について論じる。第二部で扱ったのと同じ二つのフットボール争議を取り上げて、今度は外部の反応について分析するのである。労働組合や政府がプロ・フットボールをいかに位置付け、リーグのガバナンスに対してどのような反応・対応をみせたのか、そしてそれがリーグのガバナンスにどのような影響を与えたのかを明らかにすることが目的である。

第五章「労働組合運動からみるプロ・フットボール」では、選手組合（PU）の労働組合としての歴史について分析した上で、労働組合運動の歴史においてプロ・フットボール産業がどのような意味を持っていたのかを検討している。第四章で論じられたように、戦後期になるとPUは労働組合運動から一定の距離をとるようになり、専門職としての社会的イメージの向上を図った。それに対して労働組合の側も、世紀転換期にはPUを組み込むことによって労働組合運動のシステム化を進展させようとしていたが、戦後期になると、プロ・フットボール界を、労働組合運動の現場の一つとみなすのではなく、むしろ、労働党政権と歩調を合わせ、全国的なスポーツ政策、すなわち一種の福祉政策を支える重要な財源として位置づけるようになった。

それでは、イギリス政府はプロ・フットボールに対してどのような態度をとってきたのであろうか。第六章「イギリス政府のスポーツ政策とプロ・フットボール」では、イギリス政府のスポーツ政策の歴史を振り返りながら、戦後期においてプロ・フットボールが政治の対象として重要視されるようになるまでの流れを再構成している。伝統的にイギリス政府はスポーツの世界に直接介入してこなかった。しかし戦間期に入り、ドイツの脅威が次第に切実さを増す中で、国民身体の向上を目標とする身体娯楽・身体運動推進の機運が高まった。その流れは戦後期に入っても青少年教育の一環として継承された。それが1950年代以降になると、国際的なスポーツ競争の激化と、大陸諸国における官民をあげたスポーツ振興を目の当たりにしたイギリス政府は、教育省を中心に積極的なスポーツ推進政策を実施する方向に舵を切った。その結果、1965年に労働党のウィルソン政権によって「スポーツ評議会」が設立され、スポーツ施設の整備とともにエリート選手の育成が行われるようになった。プロ・フットボールは、財源としての利用のため、そして国際舞台での勝利のために、政府による改革の対象と見なされるようになった。こうして、リーグのガバナンスの改革と政府のスポーツ推進政策の強化は、1960年代に邂逅することになるのである。

補論二「プロ・フットボールと裁判」では、世紀転換期のキングビー裁判と戦後期のイーサム裁判を中心に、選手の契約に関する裁判について分析している。数は少ないが、争議だけでなく、裁判所においても財政規則の正当性が争われることがあった。キングビー裁判においては認められなかった移籍規則の違法性が、戦後期のイーサム裁判において一部認められた。この判例の変化もまた、プロ・フットボールを取り巻く社会的文脈の変化を反映していたといえるだろうと論者は言う。

結論のところでは、改めて本論の議論をまとめつつ、プロ・フットボールのガバナンスとイングランド社会の関係を論じている。プロ・フットボールは北部の中小都市を中心に発展し、財政規則による統制によってクラブ間の競争を促進するというガバ

ナンスの原則を作り上げてきた。そうした統制的なガバナンスに対しては、選手組合を結成したプロ選手たちから批判の声があがり、改革が求められたが、世紀転換期の段階では政府の本格介入もなかった。また、メディアもリーグ側が有効活用することで、統制的なガバナンスを許容する回路として機能した。

それが戦後期には、再び財政規則をめぐる争議が生じたが、フットボール界の産業構造の変化と国際的競争の激化という文脈が合わさることで、政府やメディアはリーグのガバナンスを新たな観点から問題視するとともに、選手は自覚的に社会的イメージの向上を図った。争議やイーサム裁判を経ても移籍規則が存続したように、リーグはその旧来のガバナンスの根幹を変えることはなかったが、プロ・フットボールが置かれた社会的文脈の変化によって、1980年代以降の政府によるプロ・フットボール改革に繋がる土壌が整えられたといえる。こうして、日々大きくなる国際的な競争の圧力を受けて、プロ・フットボールは内部に閉じた自治に基づく一娯楽産業であるだけでなく、政治的な主題の一つとして、国の誇りを象徴する国民的な文化としての地位を確立していったのである。

(論文審査の結果の要旨)

イングランドがさまざまな近代スポーツの発祥の地であることはよく知られている。なかでもフットボールは、世界のほとんどの国々に普及し、人々の絶大な人気を博している。巨額の金が動くビジネスでもある。イングランドにおいても、今やフットボールは定冠詞付きで呼ばれる「国民的スポーツ」である。かかる現代社会におけるフットボールの巨大なプレゼンスと多義性は、1970年代から活発化したスポーツ史研究のなかでも格別に、フットボール史の隆盛をもたらしてきた。しかし皮肉なことに、イングランド・フットボール史にしても個別のクラブの歴史にしても卓越した選手の伝記にしても、多くが、現在の到達を前提としてその起源をたどるような、目的論的で内向的な進歩史的叙述に陥ってしまうことにつながった。フットボールについて量産される歴史叙述は膨大である反面、アカデミズムの世界で追究される歴史学研究の対象としては、十分に評価されにくい状況が作り出されたのである。そのため、スポーツ史やフットボール史は、現実におけるスポーツ、とくにプロ・フットボールの甚大な社会的影響力にもかかわらず、そして、歴史的探究の必要性の高さにもかかわらず、いまだに歴史学の傍流に追いやられたままであると言っても過言ではない。

本論文は、以上に述べたような好ましい研究状況にないフットボール史を、あるべき場所に位置づけなおす貴重なスポーツ史研究の成果である。論者はこれまで書き継がれてきた先駆的なフットボール史研究から謙虚に学ぶべきところは学び、スポーツ史の学統に自らを置いている。だが他方で、先行研究に見られる進歩史観・目的論的傾向に対しては、現行の歴史学の方法論・認識論に照らして厳しく批判し、関連する基本的な史料はおさえた上で、メディアの言説を読み直したり、最近公開された労働省の文書を初めて使用するなどの工夫を凝らし、イングランド・フットボールのサクセス・ストーリーにからめとられずに、激動の20世紀世界の中のイングランド史の構成要素としてフットボールを有機的に組み込むことのできる、斬新な議論を提起しようとする。

論者の独創性は本論文の組み立て方にみられる。それには四つの特徴があると思われる。第一に、本論文での分析のため、プロ・フットボール界の「ガバナンス」という概念を設定していること。これは選手とクラブが統括される様態を指す。この解釈格子を通して過去を観察することによって、フットボール・リーグ興隆史でも、選手の権利獲得史でも、クラブの運営史でもない、フットボール業界の包括的な歴史を書くことを可能にした。言い換えれば、フットボール業界の内外に存在する関連諸主体の相互作用のプロセスとして、複合的に、ダイナミックにフットボール史を叙述できているのである。

そして第二に、目的論的なフットボール発展史を回避するために、ガバナンスの動揺を顕在化させる事例を、19世紀末から20世紀初頭の世紀転換期と20世紀後半の戦後期に盛り上がった、時期の離れた二つの「争議」に求めたこと。これらの争議では、リーグが選手に対して給与上限と他クラブへの移籍制限を課していた「財政規則」の是非が争点となった。それぞれの争議過程の詳細な分析から、論者は二つの時期におけるガバナンスの論理の差異と連続性とを鮮明に浮かび上がらせている。

第三に挙げるべき特徴は、「語り直し」とでも言える叙述の手法である。第一部では、プロ・フットボール前史を、フットボール・アソシエーション (FA) やリーグ (FL) の成立の経緯を軸にして叙述した第一章に続けて、第二章では同じ前史を「審判員」制度の変遷から語り直す。論者はこれにより、プロ・フットボール前史が、アマチュアからプロへ、多様なルールから統一ルールへという流れであると同時に、アドホックに紛争を解決するアンパイアから、ルールに従ってゲームを裁定するレフリー

へという流れでもあったことを明らかにする。また、第二部の第三章と第四章でフットボール界の内部に軸足を置いた二つの争議分析を展開した後に、第三部の第五章では業界の外部、すなわち労働組合や政府の側から、同じ二つの争議を語り直す。単線的な歴史叙述を批判する論者の創意になるこの章立ては斬新であり、歴史の重層性を巧みに書き出せている。

最後に第四の特徴として、メディアの役割を重視したこと。先行研究の多くが新聞や雑誌を、もっぱら史実を引き出す情報源として利用して来たのに対し、論者はメディアを、フットボール界のガバナンスを構築することに深く関与した主体の一つ、そして業界の内部と外部をつなぐインターフェースとして位置付ける。それゆえ本論文では言説分析の比重が高くなり、素朴な実在論的な歴史叙述とは一線を画した議論をすることが可能となった。

こうして論者は、ガバナンスというツールと、異なる時期の二つの争議という素材を揃え、「語り直し」を駆使した構成を採用し、言説の自律的なはたらきに留意した認識論に基づいて考察を進めることによって、フットボール史の新しい歴史ナラティブを作り出した。

この戦略は、成功したと言ってよい。プロ・フットボール界のガバナンスは、FAとFL、プロ、アマ混在するクラブと選手、そして審判員といった内部関係者のみによって生まれるわけではなかった。試合を観に来たり、新聞や雑誌、ラジオやテレビで消費したりする無数のファン、フットボール選手を同胞労働者とみなして連携する巨大な労働組合組織、スポーツを労働問題あるいは政策課題ととらえる歴代の政府、といった外部の諸主体と、フットボールにまつわる情報を産出して言説空間を形成するスポーツ・メディアという内部と外部を媒介する存在もまた、ガバナンスのかたちに影響を与え、逆に影響もされ変化を強いられた。さらに、19世紀末から20世紀後半にかけて徐々に変容する労働者階級全般の境遇、国家に求められる役割の変化、イギリスの国際的地位の激変、フットボールが持つ国家の威信との結びつきの強化などのコンテクストも、ガバナンスの帰趨を左右した。論者の周到な戦略があっただけで、このように多様な要素を相互に関連付けて、なおかつ韜晦に陥らずに、ある一つの明確な歴史像を結ぶことができた。プロ・フットボール界の独特な「論理」が、諸主体の意向のベクトル同士の均衡として描き出されており、その均衡の動揺が変化のダイナミズムを生み、次の均衡点に至るも「論理」の核は保たれるという図柄はきわめて説得的である。その語りは目的論の弊害を免れているし、しかも時代の変化を描けている。

本論文によって、プロ・フットボール史を内在的に書く既存のやり方の問題性が明白になった。そして、プロ・フットボール史は、国際的な環境の中のイングランド政治社会の歴史として書くことによって初めて、その意味を理解することができることも判明した。本論文は、スポーツ史研究を隣接分野に接続し、養分を吸収して当該ジャンルの深化に寄与したという意味で評価されるべきであるし、歴史叙述の実験としても価値ある貢献を成したと言える。

もちろん、若干の改善の余地がないわけではない。一つは、第一の争議と第二の争議の間に広がる二つの世界大戦とそれらに挟まれた戦間期の扱いである。上述した本論文の戦略で敢えて時期の離れた二つの争議を対比する構成を取ったがために、狭間の数十年の激動期にフットボール界が被ったであろうさまざまな影響を十分に考察に反映させられなかったのではないと思われる。二つ目として、「ガバナンス」から見ることによって、かえって捨象してしまうフィールド上のプレーや、個々のプロ・クラブ、そしてプロの外延に広がる圧倒的多数のアマチュアの選手とクラブといった諸要素をも、望むらくはもっと注意を払って検討すべきであっただろう。そして

三つ目として、プロ・フットボール界がイングランド政治社会に与えた影響の査定もいま少し記述が欲しかったところである。もっとも以上の三点は、フットボール史を包括的に、イングランド近現代社会の中で描き、大きな歴史像を描こうと志す論者にとっては織り込み済みの課題であって、本論文で到達した地平から、これらを解決すべく、果敢に挑戦してくれるであろうと、大いに期待できる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2014年1月30日、調査委員4名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。